

## 第 29 回神奈川県都市農業推進審議会 議事録

平成 29 年 11 月 15 日（水）

### —開会—

（農政課長）

委員の皆様、現地調査お疲れ様でした。定刻より 10 分ほど早めでございますが、皆様お揃いですので、ただいまより、第 29 回の神奈川県都市農業推進審議会を始めさせていただきます。

本審議会は、神奈川県都市農業推進条例等に基づき設置しております。また、運営につきましては、神奈川県都市農業推進審議会規則で定めております。今回は、前回に引き続き、かながわ農業活性化指針の目標達成状況等の検証と次年度以降の取組について、御審議をお願いいたします。

次に、本審議会の定足数は、神奈川県都市農業推進審議会規則第 5 条の規定に基づき過半数となっております。本日は 18 名の委員のうち 11 名の委員に御出席いただいておりますので、定足数を満たしており、本審議会は有効に成立しております。

それでは、はじめに、藤巻環境農政局長から、皆様に御挨拶申し上げます。

### —局長あいさつ—

（環境農政局長）

委員の皆様、本日は朝から現地調査にご参加いただきまして、誠にありがとうございました。今日の審議会は、皆様に御議論いただきました、かながわ農業活性化指針の中で定めました数値目標について、今日は進捗状況を報告させていただき、今後の取組について御意見を伺います。

本日、視察頂いた 3ヶ所につきましても、それぞれ指針の中で農畜産物のブランド化、あるいは 6 次産業化、さらに地域と連携した農地の活用・保全、こうした取組を行っている所でございます。御覧頂いたのは、ある意味、成功事例でありまして、みんな上手くいってれば我々の政策も必要がない訳ですけども、なかなかそうもいっていないという中で、これからどう進めていけばいいのか、ということでございます。

それから、指針がスタートしまして、それ以降にいろいろと話題になっておりますが、生産緑地制度がスタートして 30 年が経過する中で、いわゆる 2022 年問題。神奈川県は特に東部、横浜・川崎等々、都市部の農業において生産緑地が極めて重要な役割を果たしておりますが、それらが一斉に宅地に転換されると、極めて大きな影響が出てまいります。

国の方でも法律改正を含めましていろいろ尽くされている訳ですけども、やはり我々としても、これをどう保全していくかを市町村と一緒に真剣に考えていかなければならない、という認識をもっているところでございます。

本日は忌憚のない御意見をいただきたいと思っております。どうぞよろしく  
お願いいたします。

—変更委員紹介—

(農政課長)

～変更委員について農政課長から説明～

神奈川県農業協同組合中央会専務理事 二宮委員

神奈川県青果物卸売市場連合会会長 山田委員 (欠席)

—副会長選出—

(農政課長)

次に、これまで副会長でいらっしゃいました瀬戸委員が6月に御退職され、  
委員の職を解かれておりますので、後任の副会長を選出する必要がございます。  
副会長の選出につきましては、審議会規則第4条第2項の中で、委員の互  
選により定めるという規定となっております。御検討よろしく申し上げます。

(谷口会長)

委員の中で、この方が良いという御推薦や、勇気があって立候補される人は  
いますか。

では、事務局の方から腹案を出していただければと思います。

(農政課長)

瀬戸委員の後任ということですので、二宮委員に副会長をお願いできればと  
考えておりますが、いかがでしょうか。

～委員より異議なし～

(農政課長)

ありがとうございます。それでは、副会長につきましては二宮委員によろし  
くお願いいたします。席の方も御移動をお願いします。一言、御挨拶をお願い  
します。

(二宮副会長)

先日の6月29日より拝命しました。よろしく申し上げます。農協中央会と  
いう立場は、農協の大局的な企画、立案や、農政の御支援、押し上げをする立  
場でございます。今、局長がおっしゃったように、農地は2022年問題があ  
り、ここで生産緑地法が変わりましたが、税制についてはなかなか政策  
としては動きが起こらないと思います。

それから、日EUのEPAも動き出しますが、農業は厳しいというよりは変  
革期にあると思います。我々の所属する農協も変革期にあり、そういった意味  
ではともに大きく変わる時期ではあります。私も微力ながら都市農業の振興に  
尽くさせていただければと思います。どうぞよろしく申し上げます。

—事務局からの議事進行説明—

(農政課長)

ありがとうございました。それでは、これ以降につきましては谷口会長に進行をお願いしますので、よろしく願いいたします。

(谷口会長)

それでは、今日の進め方について御説明をお願いします。

(農政課長)

本日の進行について簡単に御説明申し上げます。傍聴希望者がいる場合、この審議会は公開とされておりますので、傍聴人の入室について決定をお願いします。

次に事務局の方から2点、御報告をさせていただきます。一つ目は、指針で数値目標を設定した各項目の進捗状況等について、二つ目は、先ほど御挨拶にもありましたとおり、指針改定後の国の動き等について、主に生産緑地法の改正について、御報告させていただきます。

報告の後、審議に入っていただきます。現地調査、それから進捗状況等の報告を踏まえまして、次年度以降の取組について御審議をいただければと思います。本日の進行については以上です。どうぞよろしく願いいたします。

(谷口会長)

今回の議題で非公開にする必要はありませんので公開としたいと思います。今日は傍聴希望者の方はいらっしゃいますか。

(農政課長)

本日はございません。

(谷口会長)

それでは、このまま進めさせていただきます。

—会長のあいさつ—

(谷口会長)

2005年の4月だと思いますが、都市農業に関する条例を作りたいから審議会を立ち上げてくださいということで、私が条例を作りだしてから12年が経つんですね。延々と私がやっているということで、いい加減にしろという声があちこちから聞こえてこないですけれども、終わりの時を迎えていると思っています。

他方で、いつも言ってきたのですが、毎年、農業の状況は厳しいと言って、ずっと厳しい割に結構もっているなという気がしないでもないのですね。ということは、そんなに柔ではないと。とりわけ、神奈川の農業は早く滅んでもよさそうな雰囲気はなくはないのですけれども、今日も皆さん視察して感じたと思うのですけれども、しっかりとした農業をより一層力強く、とりわけ若い人

に繋いでいけるように、今の私達の団塊の世代だけではなくですね、次の世代に繋いでいけるような、神奈川県農業をしっかりと構築していく。その為に必要な、皆さんの叡智を結集して、政策に反映させていただきたいということで、御協力いただければありがたいと思います。

本当は、毎年の審議会の度に現地調査を入れてくれと要求していたのですが、1回になってしまいましたけれども、今日の視察を是非活用していただきながら、忌憚のない御意見をいただければと思います。

#### — 議事（報告） —

（谷口会長）

では、早速、報告からお願いいたします。

（農政課長）

～「ア 指針で数値目標を設定した各項目の進捗について」を資料1

「イ 指針改定後の国の動き等について—生産緑地法の改正—」を資料2  
に基づき説明～

#### — 議事（審議） —

（谷口会長）

今の御報告にしたがって、ということですが、特に、大きな流れがある訳ではありませんから、御自由に議論をいただきたいと思います。今日は人数が多くありませんので、思い残すことなく発言いただきたいと思います。斎藤委員からどうぞ。

（斎藤委員）

生産緑地の、最後の3（2）ですが、面積要件が引き下げということで、どのような対策を講じられていくのか。どのように考えているのか。

（谷口会長）

もうちょっと質問の意味が分かるように説明を。

（斎藤委員）

横浜や川崎など緑地が減少していく中、この制度は生産緑地が縮小されていくように思う。生産緑地が500㎡から減少され300㎡で指定されると。

（谷口会長）

ちょっと待ってください。まだ理解なされていないのかと。

（農政課長）

今までは要するに500㎡にまとまらないと、生産緑地として指定されなかったものが、それが引き下がって300㎡まとまれば、指定することができるということになったということですが。

（斎藤委員）

500 m<sup>2</sup>の面積は、今まであったもので必要では、と私は思うのです。その500 m<sup>2</sup>ということに関して、300 m<sup>2</sup>にしていいいのか疑問を感じます。

(農政課長)

残すのであれば、それなりの面積ということでしょうか。

(齋藤委員)

そういうことです。

(二宮副会長)

これはそうではなくて、生産緑地の最大の農家のメリットは、保有コストを下げることです。税金が農地評価・農地課税となるので、保有コストがほとんどない。

(齋藤委員)

税の問題ですか。

(二宮副会長)

そうすると、500 m<sup>2</sup>ある農地はいいのですけれど、もっと小さい農地も農家は生産緑地に指定したいのですよ。しかし、面積要件があって、指定できない。

(齋藤委員)

税金の問題ですか。

(二宮副会長)

だからこの面積要件の引き下げは、農家に非常にメリットがある。

(齋藤委員)

消費者は、500 m<sup>2</sup>の緑地があれば、残した方がいいと思います。

(二宮副会長)

もっと多く増えるんですよ。農地がもっと広く指定できる。

(齋藤委員)

農業を継続していくのに必要ではないか、と思ったのですけれど。

(二宮副会長)

いや、500 m<sup>2</sup>は残るけれども、生産緑地に入れることができない300 m<sup>2</sup>も入れることができるようになる。

(齋藤委員)

生産緑地が300 m<sup>2</sup>になると、農家さんが助かる。500 m<sup>2</sup>の生産緑地が減少していくことは考えていないのですね。要するに、今までは500 m<sup>2</sup>持っていた農家さんが、500 m<sup>2</sup>でなくても300 m<sup>2</sup>でも生産緑地として認められる。

(二宮副会長)

今は500 m<sup>2</sup>という制限がある。AさんとBさんが足して、二人で500 m<sup>2</sup>までになるのが多かった。ところが、Aさんが相続などで農業やめしまうと、Bさんは300 m<sup>2</sup>しかない、それでもう駄目になる。でも、面積要件が300 m<sup>2</sup>になれば残せるのですね。そうした要件が今回、緩和される。つまり農家にとっ

ては、生産緑地として残せる農地が追加分として増えたのですよ。非常にいいことなのです。

(齋藤委員)

いいことなのですか。

(谷口会長)

資料2についてもう一回説明していただいて、資料2の(1)の下線部の「道連れ解除」、意味深な表現だが、それを説明してください。

(農政課長)

今、二宮副会長からお話があったとおり、道連れ解除というのがありまして、今まで500㎡が要件になっていて、それを1人の方でやっていたら問題ないのですが、AさんBさんの話がありましたが、Aさんが例えば300㎡でBさん200㎡をあわせて500㎡に指定されていると、どちらかが相続の発生によって、もう農業ができないとなると、もうそれは生産緑地を解除せざるを得ませんので、一方が解除すると、残りが500㎡を切ってしまうので、そちらも一緒に解除されてしまう。だから農業をしたくてもなかなか難しい状況になってしまう、そういうことでございます。

(齋藤委員)

今の横浜市は、緑地が少なくなりつつあるのです。そこでなんとか残す方法を、みんなが考えていかななくてはならないし、努力していかななくては行けない。ありがとうございました。

(二宮副会長)

関連でお聞きしたいんですけども、生産緑地の面積要件の引き下げ意向で、今、4市と書いてありますけど、他の市はどういう扱いなのでしょう。

(農政課長)

正直、それぞれ市町村さんのお考えがあると思いますので、なんともいえないところですが、まだ様子見しているところがあるのではないかと。

(二宮副会長)

引き下げは3市で、未定は1市ですけど、他は検討していないということなんでしょうか。

(農政課長)

いや、検討はされていると思います。

(二宮副会長)

未定とは分からないということですか。

(農政課長)

いつやろうかということだと思います。

(環境農政局長)

県としては、是非検討していただこうと、市に働きかけていこうとしています。

(二宮副会長)

その様子見というのは、買取申出のことなども条例に載せるということなの  
でしょうか。

(農政課長)

そういうこともありますし、やはり、条例をつくるとなるとかなりの労力に  
なることもありますので。

(環境農政局長)

本音とすると、それこそ各市町村、一般論の話ですけれども、やはり農地よ  
りも宅地化されて、固定資産税が入ってきた方が市にとってもメリットがある  
という要素もある訳なので、各市町村はそれぞれ悩みがある。都市部の横浜、  
川崎はやはり貴重な緑は守ってかなければいけないというところまでは引き下  
げを決定していますけれども。ある意味ではそれなりに残っている市町にとっ  
てみると、どっちかという、両方大事だ、これから人口も減少していくし、と  
いうような中で、やはり市としては。我々農政サイドとすればもちろん、是非  
条例作って、面積要件下げて、なるべく農地は守っていきたい、ということで  
打ち出していく。

(谷口会長)

このあたりは難しい問題があって、結局、今ある状態がいいということにつ  
いての判断が分かれていますよね。例えば、ちょうど民家があって、隣に農  
地があった場合、この方は絶対農地残してくれというのですが、他に住みたい  
人が農地じゃない方がいいのではないのかという人がいて、見解が分かされて  
いるのですね。その間を取り持つのが税制なのです。どのくらい税金がここら  
上がってくるかっていう、そこで判断が崩れる訳ですね。ゆらぐ訳ですね。た  
だ、大局としては、日本に都市でも農地を残すべきだと切り替わってきた訳で  
す、大きな話では。それを神奈川県は先頭に立ってやってきたはずなのです。  
行政がそういうつもりで農地を残すことが、この条例の目的の一つだったの  
で、難しいのですが、頑張って進めてもらうってことです。

(斎藤委員)

谷口会長が条例を作った時からこれまで改正はされているのですか。

(農政部長)

12年経ちましたけれども、まだ改正はないです。非常に先進的な条例を検討  
していただけたということがあると思います。

(谷口会長)

あんまり細かく規定すると、変えないといけないことがあるので。

(相原委員)

午前中からの視察について、中井町の方でも一次産品を活用したブランド作  
りというものを今、取り組んでいまして、ブランドの認知度向上ということで  
今年度から始めているところで、本当に参加したかったんですけども、申し

訳ございませんでした。

二つ目の施策の「安定的な農業生産と次世代への継承」というところで、町の取組の話を見せてもらえればと思うのですが、今、うちの町では、平成24年から、町外から中井町へ越してきた、新規就農者が8名います。そのうち1名は、既に農家住宅という形で自分のお金で家を建てて、農家に入ってきたということがありますけれど、残りの7名に関しては、町で空き家情報を出しながら、活用して、古民家というか、農家で、もう出てしまっていて使っていないような家を貸し出し、紹介をしながら、3人を共同で入ってもらおうような。大体、農業を始めるといって、アパートだとどうしてもできないという中、そういった取組をさせていただいている中で、今、足柄上5町で、実は昨日、農政担当の課長の連絡会があって、そういった中で、神奈川県農業アカデミーから、新しく取組もうとする人たちをうまく呼び込む取組を、やはり町だけでは弱いので、5町まとまってできないかと検討を始めていこうという意見が出たところを、紹介させていただきたい。先ほど言った、うちの町の8人ですが、既存の農家は、2015年農林業センサスで420戸ですが、5年ごとでだいたい10%ずつ減ってきているのです。そういった中で今、8人で集積したのが約6ha強。ちょうど今、私は神奈川県農業公社の理事も仰せつかっていまして、神奈川県は数字的にはとても低い数字という中で、確か伊勢原市、秦野市、中井町が集積率が進んでいるという、新規就農者が進んでいるのですが、そういった取組をしていきたいということで、足柄上ではですね、アカデミーとの連携を強く図っていきたいということ、今、取組をしているというのを紹介させていただきたいと思います。

あと、資料の中の三つ目のエコファーマーの人数が出ているのですが、うちの町はこのエコファーマーの認定の制度になってから、当初6人いたのです。でも、今1人しかいません。どうしても、県のロゴマークも活用させてもらって、購入するときにシール貼ったりしてやっているんですけども、消費者の手に届く時には、エコファーマーって何だろうっていう、環境保全型農業やそういった取組を僕自身もやっているのですけれども、そのエコファーマーになったメリットっていうのが、見えないというところで、農家の方も継続できない。もういいよっていう風に断られてしまう。というのが正直なところ。たまたま2ヶ月くらい前、新たな認定は、今年も1人しか実際にはいなかった。新規就農者にもですね、PRさせていただいているところなのですが、町の取組等、意見として話をさせていただきました。

(谷口会長)

今、エコファーマーについて残念なお話があったのですが、藤沢市は、以前は水田に対して10a当たり5万円を補助するという条件が、エコファーマーに対するメリットがあった。今はなくなったのですか。

(橘川委員)



今もあります。

(谷口会長)

条件がちょっと変わった。

(橘川委員)

いいえ、エコファーマーとそれに準じた人ということです。

(谷口会長)

金額が変わりましたか。

(橘川委員)

いいえ、金額も 10a 当たり 5 万円。

(谷口会長)

そういうものがあるのですね。

(相原委員)

それは市でですか。僕がいうメリットは、農家が例えば 100 円で売れるタマネギを、120 円でエコファーマーのマークが付いたら、付加価値が付く、というのがあれば。

(谷口会長)

藤沢市の話では、水田の保全についてエコファーマーという条件がついて、メリットがあるというようにして、農家がエコファーマーになる。有効に繋がっている面がある。今、相原委員がおっしゃったことをもう少し具体的に、価格とかいろいろな面でメリットがある、あるいは県が、どこがやるのか。これは有機農産物一般にいえる話で、非常に難しいんですね。価格転嫁しにくい部分がある。いかがですか、県の皆さん。

(農業振興課長)

エコファーマーは全国の制度で、マークがあって、そのマークをつけている農産物ということで PR していて、ある程度は認識をされているのかと。ただ、それが価格に反映されるのか、というところでは非常に難しい状況もありますが、エコファーマーを改めて PR していきたいと思います。

あとは、更新の問題がございまして、常に 5 年計画で、また次の新しい技術を求められるという制度上の問題もあります。国の直接支払いはエコファーマーが要件になってございましたので、そういうところも PR しながら、引き続き、人数を確保、増やしていきたいと思います。

(環境農政局長)

やはり、消費者にとってエコファーマーというのは分かりにくいですね。有機は大体分かるじゃないですか。無農薬で、肥料も、という風に分かってくれる。エコファーマーは、環境に優しいと言うと、どのような取組が、その中間のどのあたりなのか、というのが分かりにくい。これで付加価値を分かってもらえる打ち出し方といいますか、説明の仕方はなかなか難しいとは思いますが。

(成田委員)

直売だったら、販売員がエコファーマーのマークを説明できると思うのですが、今の販売スタイルは、スーパーマーケットの様に陳列スタイルの販売方法がほとんどなので、なかなか消費者にお伝えできる機会が少ないので難しいと思います。でも広めていかなくてはいけないですね。エコファーマーの皆さんが頑張っているから。

(谷口会長)

国の方のお考えも。

(吉永委員)

いい話ではないのですけれども。すみません。先ほど農業振興課長からエコファーマーは国の直接支払いの対象、要件との紹介があって、実際にそのとおり、これまでやってきたのですけれども、実は、その同じ交付金の要件が来年から変わる見込みになっておりまして、現在の予算要求では、対象者はエコファーマーではなくて、国際水準のGAPをやっている人という対象に変わるという予算要求を出しておりまして、変わるということを申し上げておこうと思います。

(谷口会長)

ということで、制度の回転は速い。日本は少し遅れていますね。

(成田委員)

GAPは、有機でも慣行でも農法は問わない。生産者の自由選択でして。エコファーマーとGAPとは全く違う話です。どちらもそれぞれ取り組む生産者が増えていくべきと思うのですが。なんとかならないのでしょうか。

(高橋委員)

一応、有機農業学会の関係者なので有機農業についてはいつも発言しているのですけれども、有機農業推進法というすばらしい根拠法が我が国にはあるのですけれども、なかなかそれが実をいうと、制度、政策のところに結びついていないというのが、今の話にでてきますね。例えば、価格転嫁だったら、現実問題、直売所で、エコファーマーだから5円高く売れるかということ、難しいですね。その辺、何かもっと知恵を出していかないと、というお話を、私、毎回出させていただいているのですけれども。少し、実際の制度、政策がうまく動かない中で、県行政としてできること、あるいは市町村行政でできることということですね、少し模索しないといけないのかな。まして、GAPの方に軸足を移すとなると、エコファーマー制度の方が恐らく今後、空洞化していくでしょうし、もちろん、もう少しレベルの高い有機農業というのは益々できなくなる。今、有機農業は全農地の0.5%でしたか。あの数字もかなり怪しいんですが、環境保全の農業が必要ということは明らかなことですし、実際に、農薬削減して生産する農業者が多ければ、負荷が軽減されるのでいいに決まっていますし、消費者も安全なものが食べられる方がいいに決まっています。本当はいいに決まっている話なので、なんとか強く進めたいという風には思いますけれど

も。

(齋藤委員)

有機農業には、基準が決まっているのですか。

(高橋委員)

JAS有機というのはあるのですけれども、ただ、JAS有機もいろいろと問題があって、結局、有機農業をやっている人がJAS有機を取れない条件も結構ある訳です。認証のコストや、あるいは、例えば日本の場合だと、農地が分散していて、JAS有機の基準だと、3年以上だとかのハードルがいろいろあるので。要するに、認証を取った有機農業をやろうとすると、条件的に難しいのですけれども、事実上は、ほとんど有機農業っていう所がいっぱいある訳です。埼玉県の小川町でもほとんど認証をとっていないのですけれども、いわゆる有機農業推進法でいう有機農業にはなっている訳です。

(齋藤委員)

有機農業の野菜を、最近見なくなっているのですが。

(高橋委員)

JAS有機だと、表示するために有機の要件を満たさなければいけないですから、例えば埼玉県の小川町などは、結局、無農薬という言い方をする訳です。有機というのを表示しても売れないから。その辺は我々、関係者でもずっと十何年、いろいろ問題提起はしているのですけれども、なかなか現在の制度で解決は難しいのです。

(齋藤委員)

放ってはおけない問題です。

(高橋委員)

そうです。県レベルなり、市町村レベルで何か知恵がないかなというのは、私、毎回、ここに来るたびに言っていることです。

(齋藤委員)

行政側では。

(谷口会長)

恐らく、エコファーマーがどういう風がいいんだ、ということについてのフレームを一般論で、もう少し具体的にね、神奈川県にとってこういう風がいいのですよ、というようなアピールの仕方がされていないんじゃないかと。全国的にもあまりしていないのではないかと思います。

(高橋委員)

慣行農家が農薬をこれだけ使っています、みたいなことを言わなければいけなくなってしまうから。難しいのです。

(谷口会長)

微妙なのですね。微妙だけれど、ただ、それをやらないとなかなか難しいのかと。

(齋藤委員)

普通の畑を借りました。自分達ではエコ農業をやりたい。だから、農薬を使わないで野菜を育てようというのは、エコですか。

(谷口会長)

ちょっと、一回混乱しているので、エコファーマーの定義と有機農業の定義を簡単に言っただけると。

(農業振興課長)

エコファーマーにつきましては、県の実態でいうと、慣行より化学肥料とか農薬を3割以上削減して、栽培をしている方を認定しています。ただ、買う方からすると、3割削減とは、という話がでてきてしまうのですが、そういった面では、一生懸命努力をして生産している方、ということです。

有機農業というのは、先ほど高橋先生からありましたけれども、JAS有機は置いておいて、法律の考え方では広く、農薬と化学肥料等を使わない栽培ということになっています。県内の実態では、生産に比べてはるかにニーズが大きいですから、皆さんは、契約栽培的に、大体決まった消費者と取引していますので、なかなか表には出てこない、というのがあります。

(谷口会長)

有機の定義についてちょっと。JAS法の定義を少し簡単に。

(農業振興課長)

先ほど高橋先生からありましたので、先生の方からお願いします。

(高橋委員)

畑を借りて、無農薬で作りましたといっても、前に作っていた人が、農薬や化学肥料を使っている場合は、有機としては売れない訳です。それと全部の土地で認証を取らなければいけない。認証を取るためには、3年間、農薬や化学肥料を使わないことや、その他、細かい規定があって、それを定められた団体がきちんと審査をして、確認をして、必要な書類を全部揃えて、その上でないとJAS法上は有機としては売れないのです。だから、北海道や九州などの大きい、本格的に付加価値をつけて何十haも有機やっているところがありますから、そういうところはできると思うのです。神奈川県とか、あるいは首都圏の小さい農家では正直な話、極めて難しい訳です。だから今、農業振興課長がおっしゃられたように、顔の見える関係で、事実上の有機農業というのを支持する側と生産者側、個別の関係、もしくは小さい商圏ではそういうところを成り立たせるといって、有機農業、事実上の有機農業みたいなことが動いているということです。

ですから、有機農業推進法とJAS法という二つがあって、この二つの間の調整がなかなか、制度、政策上、難しくなっている。ということで間違いないですね。

(農業振興課長)

そうですね。

(齋藤委員)

これを分かってもらるのは難しいです。

(谷口会長)

この議論は1993年に、農林水産省に有機農業対策室というのができた時から、ずっとやっていて、3×3で、3年っていうのを、農薬を使う、使わないで掛け算すると、組合せがいろいろある訳ですから。どれをどう呼ぶって時に延々とやっても、難しくて結論が付かない。

(齋藤委員)

その質問はあまりしない方がいいのですか。

(谷口会長)

そうではなくて結局ですね、やはり消費者が問題なのですよ。消費者は大抵、高くても買うのだという意識が明確でない駄目です。例えば、今、エコカーが典型ですけど、EVね。Electric Vehicle、つまり電気自動車は環境にいいから買うのだ、という人は買う訳です。高くても。環境にいいから買うのだと。そういう明確な意思を持って買う訳で、なんとなくどちらかいいからというのではなくて。そういうことがはっきりしているから買う。つまり消費者の問題なのです。買わない人は買わない。

(成田委員)

やはり、生産者と消費者を繋ぐ人がきちんとした知識を持って、消費者に対して、これはこういう農法をしている農産物ですよ、という様にしっかり伝えていかないと。消費者には現状のままではなかなか伝わらないと思います。つまり、中間に入る人たちがもっと頑張らなくてはいけないと、お話を聞いていて思いました。きちんとした情報を持った上で、消費者の方々へお伝えしていくことが、すごく大切だと感じました。

(高橋委員)

補足すると、なんでJAS法がそうなったのかという話なのですが。少し、農水省の方には悪いのですが。要するに、欧米の基準なのです。欧米のオーガニックの基準なのです。欧米というのは、農場制農業で広い農地をもって、言ってみれば、農場単位で完結して農業ができる訳です。先ほど見てきたように、ここからここは俺の土地だとかいうのはあまりない訳です。だから、私も実際、フランスで見ってきましたけれども、慣行農法から有機に転換するのは楽なのです。自分の農地で管理出来て、今年から3年間、有機にするために転換しますとやると、両立できる。あとは、お米を作っていないくて、畑作であるということもありますし、それに対する環境助成というのがものすごく付くというのがあります。だから、ヨーロッパでは有機の面積はずっと右肩上がりが増えてきている訳なのです。だけど、日本の場合はやはり非常に難しい訳です。高温多湿で、どうしても最低限の農薬を使わなければならないというのが、ど

うしてもあるので、農家さんとしても大変ですし、法律制度上も非常に難しいというのはあると思います。本当はJAS有機が日本に合った制度になれば一番みんな幸せになるのではないかとずっと思っているのですが、それはグローバル化とかですね、IFOAM（国際有機農業運動連盟）認証の関係で難しいというのが事実としてあります。もっと言うと、海外のオーガニックの製品はもっと入りやすくなっている。

（谷口会長）

ありがとうございます。この議論については、とりあえずこれで。その他に、石井委員はどうですか。

（石井委員）

難しくてよく分からないこともあったりするのですが。

（谷口会長）

分かる範囲で結構です。

（石井委員）

資料1の年間販売額3,000万円以上の耕種経営体数、平成27年148経営体、平成38年198経営体、大体10年くらいで50くらい増えていて、すごい目標だと思ったのと、今年度実施した取組は、6月30日から「かながわ農業版MBA研修」を受講生22名で開始し、10回の研修を開催。これは、今日見てきた、「大地」そのものですよという解釈でよろしいですか。こういう研修はすごいと思うのですが、今後の取組、神奈川のこの研修を実施していくということで、初心者なので分からないのですが、こういう研修を、今日は見せていただいたんですが、他にもやってらっしゃるんでしょうか。ということをお聞きしたいと思いました。

（谷口会長）

もう一回、今年度実施した取組等の説明を、数字が書いてあるところを聞きたいということで。

（農業振興課長）

このMBA研修は、要件が、現状で1,500～3,000万円くらい販売額がある方で、さらに3,000万円以上を目指す方ということで、該当者がどのくらいいるのかな、と思ったのですが、30名くらい応募があり、何人かは選考で受講いただけなかった状況です。毎年20名くらいの規模でやる中で、5名、6名は発展していくということでの50名という計画なのですが、今年状況からすると十分達成できるのではと考えておりますので、着実に遂行していきたいと考えております。

（谷口会長）

ちなみに、受講生はどんな作物が中心ですか。かなり畜産が多いのですか。畜産は販売金額がすごいので。

（農業振興課長）

三浦の露地野菜の方やトマトなどの施設園芸の方、あと、観光系のみかんなどで、県下全域から来ています。

(成田委員)

年齢的にはいかがですか。

(農業振興課長)

年齢的には30代、40代が多いです。

(谷口会長)

畜産はいないの。

(農業振興課長)

畜産の方もいます。畜産は上の、5,000万を目指してやっています。ちょうど、世代交代の中で、意欲のある方が潜在的にかなりいるというのが募集してみても分かったということです。

(高橋委員)

それはやはり法人化している方が多いのですか。

(農業振興課長)

法人は逆に少なく、今年22名のうち、10名はいかないですが、半数近い方が将来は、法人化したいと考えています。

(谷口会長)

それは意外でしたね。

(農業振興課長)

午後の1時から夜の7時半までの研修で、12日間なので、なかなか来るのも大変と思っていましたけど、出席率もかなり良い状況です。

(農政部長)

自己負担があるにも関わらず出ていただいています。

(谷口会長)

できる人が来ているのですね。すごい。その他はどうですか。吉岡委員。

(吉岡委員)

今日はありがとうございました。今の続きで、これは今年から始めたのですね。この方々が参加した後に、これを生かして、実際にどういう風に法人化していったとか、規模を拡大したとか、そういうような成果については、どう追っていくのでしょうか。

(農業振興課長)

この研修は、農業技術センターの普及指導員もできるだけ参加するような形でやっております。今、まさしく最終段階でプランができますので、そのプランのフォローアップは個別に、普及指導員が指導に当たっていく中で成果を把握していき、次に生かしていきたいと考えています。

(吉岡委員)

それを基に、見える化して評価として出していくと、こういう取組が終わっ

て、勉強してよかったというだけでなく、それが具体的に使えて、これだけ成果をあげて、都市農業がこう発展したという成果を出しておく、この事業自体の意義や、継続の裏づけにもなるので、そこを発表できるように成果を出していただきたい。参加者の生の声も含めて、具体例と数値の評価と実績評価やりましたということだけではなくて、成果を出してもらいたい。

(谷口会長)

農業コンクールもいろんなものがありますから、体験発表としても活用していただいて。研究結果など、また次の人がでてきたりしますね。清水委員はどうですか。

(清水委員)

さっきの有機農業のことですが、私は技術的に無理かなということで諦めています。あと、分からないのが、認定農業者等への農地集積率が19%とありますが、何をもっての19%なのでしょう。

(谷口会長)

数字の意味が分からないと。ちょっと説明をお願いします。

(農地課長)

いわゆる農地集積についてのパーセントなんですが、認定農業者、担い手の方に対して、農地をまとめ、集積していくという取組で、その担い手の方に集積した農地の割合を示しているものがございます。

(清水委員)

割合というのは何に対しての割合なのですか。

(農地課長)

県内の農地の面積に対し、認定農業者等の担い手の方に集積し、その人たちが耕作している農地面積が19%です。

(清水委員)

全体の面積の19%ということですね。わかりました。

(谷口会長)

国の制度なのに補助金はでていない。もっと大きい上位プランがあります。

(吉永委員)

将来的には、全国では8割を集めていくという目標です。

(谷口会長)

8割も。それに比べるとこれは低い目標なんですが、神奈川では高いです。それぞれ状況が違う。一律でいかないということです。

(清水委員)

なかなか、点ではいろいろと農地を借りることができるのですが、中々面になっていかないというのが悩みの種で、2トン車にコンバインを乗せて走り回り、稲刈りが終わらないというのが実情で。もっとまとめてくれると嬉しいなというのが農業者代表の意見です。



(谷口会長)

中間管理機構の話を少ししていただいて。

(農地課長)

認定農業者等への農地集積率に向けて具体的にはどういう取組をして、事業を推進しているのかという点なのですが、農地中間管理事業という国の法律に基づいた事業で、県に農業公社というところがございまして、そこが実際に事業を行っているのですが、農地を貸したいという、もう農業を縮小したいとか、相続したが自分では農業をやらないという様な方から、機構が農地を借り受けまして、もっと農業を規模拡大したいというような意欲ある農家の方に、そういった農地を貸し付ける。借りて、貸すというような取組でございまして、そういった取組を進めながら、規模拡大していく意欲のある農家の方に農地を集めていこう、という事業です。

(谷口会長)

審議会委員になっている清水委員のような方ですが、よく分かっていないということは、どこに情報があるのでしょうか。

(農地課長)

その点は、我々もとても反省する部分が非常に多く、この事業の取組について、担い手や認定農業者の方にあまり周知されていないということがありまして、今後、その点について市町村を含めまして、周知を徹底してやっていきたいという風に考えております。

(清水委員)

貸し手も耕作している人に直接貸している感じがあって、そういう中間管理機構には貸そうというような意欲があまりないような。

(農地課長)

そうなのです。既存の別の法律に基づく貸し借りである利用権設定という形で、人と人との貸し借りがメインになっていますので、二つの制度が並行して、今あるという状況です。

(谷口会長)

国としては一生懸命にですね、国のルートを通じて、農地中間管理機構を通じて、一気に、勢いよく進めたいというのだけれど、おっしゃるとおり、市町村のレベルでの事務が多いですから、通らないのです。実際には、ここ数年いろいろな制度的な補助金などを、全部そこに集中していますから、よく聞いていただければ、活用した方が、得な面があります。個人的な利益ではなく、考えていただけるよう、指導をよろしくお願いいたします。

(農地課長)

指導というか、周知の方をやってまいります。

(高橋委員)

土地持ち非農家等への事業周知は、現実問題としてどんなレスポンスがある

のでしょうか。

(農地課長)

ここで書かせていただいたのは、ある場面で税理士の方から御意見をいただきまして、農家を含めて、相続を税理士が請け負ったときに、お父さんが農業をやられていて、農地を持っている。その農地を誰かに貸したり、売買、処分したりしても、税理士がこの制度自体を知らないのです、紹介できない。こういう制度があるのならば、税理士の集まる会議で周知し、具体的に相続の間に入った税理士が紹介して、進められるのではないのか、というようなことがありました。特に土地持ち非農家の方に対しては、そういったところへのPRをして、周知をしていく必要があるのではないかという風に考えています。

(高橋委員)

周知に、なにかのレスポンスっていうのは、これからですか。

(農地課長)

そうですね。申し訳ないですけど、今後進めていきたいと思います。

(清水委員)

うちなども、納税猶予を受けていて、業務委託契約というか、作業をやってくださいと頼まれてやっている経営体も結構あります。こういう土地持ちで農業をやっていないくて、納税猶予を受けていて、自分で作っている中で、実際の業務は業務委託等でということ。

(谷口会長)

作業委託ですか。

(清水委員)

そういう形も、あります。

(谷口会長)

恐らく、今、一般の土地と、農地の両方について、相続と所有地の問題の部分があります。国は農水省や国土交通省に関して、色んな課題がでてきていますけど、そういう部分の、分からないような人を念頭に置いたような対応というのは遅れています。それに対応することによって、進む場面もあるのではないかという意識はあるのです。従来、集落や、農業関係の雑誌には書いてあるけれど、そうではない部分にも、もっと出てもいいのかと。その点を、少し検討していただけるという風に思いました。

どうぞ、その他に。

(橘川委員)

まず、今日お配りいただいた資料2の、生産緑地の市町村の都市農業振興基本法に基づく地方計画策定の動向ということで、策定済みは藤沢市で。昨年度末に策定したということですが、県内では早い方の策定になりました。これについて、少し御紹介します。一つはJAの方から相談いただいて、特別決議があつて、早期の策定を進めて欲しいという議決があり、それに押されてという

こともありました。あとは、併せて、特区を使って、調整区域に農家レストランを作りたいという要望があり、開設には、計画にきちんと位置づけられているのかということもあわせて、こういう計画の中にきちんと位置づけることによって、それを後押しできるということもありましたので、早々に策定していこうとなり、二つの流れがあったということで、藤沢市はこのように設定したということになっています。藤沢市の場合は、市内全域、調整区域や市街化区域含めて、全地区を見た中で指定したというようなこともあります。ただ、経済のことも考えると、策定したことによるインセンティブ的なものがなかなかないということもありますので、そういうものがあると、もっと各地域で進んでいくのではないかな、というようなことを感じております。すいません、御紹介だけ。

(谷口会長)

これは、生産緑地とリンクをして税制が絡んでこないと、進まないですかね、やはり。

(橘川委員)

そうですね。やはり、私もたまたま相続がありまして、生産緑地に当たった訳ですけども。現状で言うと、サラリーマンをやりながら生産緑地を引き継いでいくというのは厳しいということがあって、税金を払えないことがあります。それでは解除をしてというのがありましたので、実際そういうことは多いのだろうし、今度2022年になると多くの部分が、きちっと残るところもあるけれども、一気に流れていくという、かなり二極化するんじゃないのかという印象です。

(谷口会長)

相談はJAさがみからですか。

(橘川委員)

そうです。そこで特別決議があつて。

(谷口会長)

農協の方ではどんな対応をやっていますか。

(二宮副会長)

もちろん農協はですね、農地を残して、農家が次世代への農業を継続しやすい環境を作るのが我々の使命ですので、農家にはなるべく生産緑地を残しましょうと。資料2の2の(2)にもありますけど、特定生産緑地が、指定から30年を迎えた生産緑地は、次は10年スパンで次の生産緑地に入りますが、この場合ですね、生産緑地はまったく変わらない内容で引き継ぐので、おそらく税制もですね、そのままになるという見込みです。したがって、そのことを農家にきちんと周知をして、なるべく農地を、次世代の為に残しましょうということは、やります。その後は、農家の方の経営判断になりますけど、非常に難しいですね。なるべく残しましょうというスタンスでやっています。

(谷口会長)

資料2の3の方の都市農業振興基本法については。

(二宮副会長)

レストランは、これは今、藤沢市もおっしゃられましたけど、国会議員の先生がですね、非常に熱心に進められているのですが、これはやはり作ったからといって、客が入る訳ではなく、それなりの素材を使って、それなりの味で、リーズナブルな値段でないと多分来ないでしょう。そこは我々でも分かりません。

(谷口会長)

はい。石井委員。

(石井委員)

細かいことで聞いてみたいのですが、資料1の女性の農家体験セミナーの今後の取組で、新規参入者や法人就農の事例というところで、就農意欲を喚起するためのバスツアーの実施と、ここだけ女性の人だけのバスツアーという具体的な案があるのですが、どこに行くのかと思ったんです。現地視察や研修が目的かと思います。婚活目的のようなことはないと思いますが、興味があったので、お聞きしたいと思いました。

(谷口会長)

これはもう実施しましたか。

(農業振興課長)

12月3日に予定していて、今募集中で、具体的には、厚木地区で、実際に新規で農業をやられている方の様子を聞くことや、JAの方で、加工や直売などの部分で、新規参入者の受け入れを積極的にやっていますので、その辺の話を聞きながら、少しでも就農意欲を喚起したいと考えています。

(谷口会長)

これはもう、申し込みは終わったのですか。

(農業振興課長)

申し込み受付中です。市町村とJAには資料を置いています。あと、農業関係の大学などにも置かせていただいています。

(二宮副会長)

大きなこととして、今度の通常国会で、生産緑地を他の人に貸しても、制度がそのまま続いて、制限の解除がないということです。このことは、非常に大きな制度改正で、そういったことも含めて農家にきちんと、制度を示していかなければいけないというのが今のスタンスです。

(谷口会長)

といっても、言っていることが分からない人もいますかと思うので、そちらを説明してください。

(農政課長)

今、生産緑地に指定されていますと、それを他の人に貸してしまうと、例えば、納税猶予を適用していた場合は、それが打ち切りになるということです。基本的に生産緑地については、耕作されている方が死亡するか、あるいは、農業をできないような病気や怪我をするなど、そういった場合でないと解除できないというような制度となっています。資料2の2ページの下の米印のところに、今後の見込みの一つ目のところで、都市農地の貸借の円滑化に関する法律を制定するという事です。これが来年の通常国会に提出される予定の法律で、生産緑地を他の人に貸してもよくなり、貸すに当たっては、農地法等の適用除外になっている、というものです。この法律とセットで、下に記載の税制改正でも、生産緑地を貸しても納税猶予を引き続き適用させます、ということが今、通る見込みということです。

(谷口会長)

今までは、農地を所有している人が耕作しなさいと、全てを必要としていたものが、ずれてきてしまった訳です。実際に農業を続けてくれれば、農地を使ってくれれば、作っていない所有者の人の税金を控除するという、こういう話です。大きな転換なのです。

(斎藤委員)

その点は大きいですね。

(谷口会長)

ええ。

(高橋委員)

市民農園の運営は楽になるという。だからやはり、一つの契機として、行政サイドとしても、非常に考えを深めるチャンスではないかと。逆に、それで農地を残すチャンスだと思うし、こちらでいろいろ、非農家の方の農業を支援するようなものを作られていると思うのですが、これはやはりもう少し大々的に活用して、やはり、実際農業をやってみたいという非農家なり定年退職者が大勢いる訳です。私は、今都内に住んでいますけど、その需給関係がまったく壊れていて、市民農園がどこにもないという構造になっていますけど、是非それは御検討いただければと思います。

(谷口会長)

ただ実際はちょっと難しい面もありませんか。

(高橋委員)

ここでも何回か議論したんですけれども、実際に運用的にはどうですか。

(農地課長)

今、やはり市民農園は市街化区域内になっていて、生産緑地は農園利用方式という、いわゆるそういう方式で市民農園を開設しているのですが、今度は特定農地貸付が可能になるということで、その辺のところはやはり、農業者、農家の方にとっても大きな制度改革になると思いますので、いわゆる市民農園の

普及という需要と、先生のおっしゃった供給っていうようなお話もありましたので、その辺の動向も見ながら、県として市民農園のさらなる普及による生産緑地の確保の部分に繋がっていくと思います。

(高橋委員)

みんな喜ぶ話だと思うんですよ。難しい問題もあるんですけどね。

(谷口会長)

そう単純じゃないんですよ。神奈川は開発がこれだけあるから、いつまでも農地を持っているというような、農民の方が本当に利益だと思うかというところでもない。

(二宮副会長)

意外にも課題も出ていて、例えば、体験農園を、農家を作って、それを管理して収穫を体験してもらうような農園というのも、これからメニュー化していくのですが、そういうのをメニューとして示すと、本来は、生産する農家があるべき農家なんだと。では、生産をしないで、いってみればレギュラーじゃないような農業生産者を、推進して増やしていくつもりなのか、というような意見もあります。いろいろな意見があります。簡単に言えば、なかなか、大手を振っては進められないというのが実状です。

(高橋委員)

逆に消費者の方は、要望がある訳ですよ。

(谷口会長)

白石さんの「風のがっこう」という、練馬区大泉でやっているような、技術を教えたりすること自体はね、農業をやっていることと同じなんだと。そういうことの価値を見出していけば、体験させて、覚えていくというような。まだ、なかなか全部がそうなっている訳ではないので。

(二宮副会長)

今日二番目に見た小泉さんの例もありますけど、やはり今、農地の問題に皆さんも沸いていて、恐らく、今後の大局的な流れは二極分化ですよ。大きな農家と小さな趣味的な農家に分化していきます。したがって、この県の政策で中核経営体でしたか、こういう経営体を育成していくことは、正しい政策の流れだと思います。こういった農家を法人として、育て、経営意識を持たせるということが本当に大きな課題ですが、なかなか意識転換が難しいのです。是非やっていくべきことだと、今日視察を通じながら感じました。

(谷口会長)

なかなか農協は、そういう風にたてない面があります。

(吉岡委員)

今日、視察してすごい勉強になったのですが、最初におっしゃったみたいに成功例のところからお話いただいたというところで、一つ目の荒井牧場さんのブランド化は、たしかに成功例なのですが、それは、市の農業振興課の担当の

方のすごい思いがあって、4年半かけて製作して、今回この表を見ると、2件このブランド化に成功した例があるんですが、それをどういう風を集約しているか、捉えているかというのは、どのようにデータを集めているんでしょうか。今回は荒井さんのところが、そのうちの一件にカウントできるということで、県内でそういう取組をしているところがあると思うのですが、アンケートをとっているとは思えないのですが。どうやってこれをカウントしているかっていうのが、単純な質問です。

(畜産課長)

畜産では、今県内に、私どもが把握しているもので67のブランドがあります。その中で、知名度が低いということや、もう少し高く買ってもらえるような方法がないかということから各団体が協議会を作って活動しています。例えば、今日の地ミルクの活動だと、まず我々の出口戦略で研修セミナーなどを開催します。そこで、マーケティングの技術を学び、それが最終的に地ミルクのような形になっていく。それ以外にも認知度向上イベントや商談会といった取組を協議会としてやっています。先ほどの67ブランドのうち、概ね半分の30ブランドぐらいの方々が、そういった活動に参加をして、今回の伊勢原の地ミルクもその一つ、というカウントになります。協議会の活動を我々が一緒にしているので、どういう人達のブランドが参加しているか、全て把握できますので、その後、参加した人達に、どういった経緯で販路の拡大ができたとか、商品開発に繋がったとか、アンケートや個別に聞き取るなどして全て把握をしています。

(吉岡委員)

県としては、やったものの報告というか、結果が分かって把握をするという感じで、逆に、ブランド化をしたいけれども、ノウハウが分からなくてウズウズしているような人達をどうキャッチして、支援するのかという。

(畜産課長)

先ほどの荒井さんも、最初にやりたいという気持ちがあって、でも、どうやっていいかわからないということでした。

(吉岡委員)

そういうのは、そう思った人が県に相談する窓口があるのですか。そういう仕組みの中で、この項目として登録項目を挙げている、これ結果論として2件でしたではなく、この指標を高めるためにどういうアプローチを県からして、やっているのですか。

(畜産課長)

先ほど申し上げたとおり、各団体、酪農団体、養豚団体、養鶏団体、肉牛の団体、それから県とが構成員になって協議会を作って、例えば、マーケティングの研修会をやしましょう、こういう活動をします、どなたか参加しませんかと声をかける。それから我々の出先を通じて農家にも呼びかけていく。周知し

ていって、希望の手を上げた方々が参加してやっていく。このような推進体制になっています。

(吉岡委員)

12年前に、この指針ができてから出来上がった仕組みですか。

(畜産課長)

これは平成26年度から始めました。

(吉岡委員)

指針の中で新しく、そういう仕組みを作ってやり始めたと。今回の結果だって、すごい成功例だし、情熱的な鎌田さんが4年半かけてやってきた。ああいうキーパーソンが、例えば異動したら、どうなるのかとか。私も、行政の方と組んでいた時に、とても盛り上がってきて、完成寸前で変わって、しぼんでしまう経験があって。そういう中で、こういう成功事例を、標準化して、それをスタンダードデザインとしてある程度示すようなところまで狙うのかと。そういうものがあると、もっと普及していく。この人ありきという中でも、そういうものがあれば、最初の事例はうまくいってすばらしいのですが、そういう方のお陰でなった成功例をちゃんと評価して、表に出して欲しい。でも、それが、これだからできたとか、人がいたからってということではなくて、標準化したような、最低限のステップがあることで、担当者が変わってもバトンタッチもできるだろうし、初めての人でもできるだろうし。それを県が支援していく、やはり各地域で最後の平塚の視察先も非常に情熱的な担当者の方が、小学校と組んでいくことを継続的に諦めずにやり続けてきているのがすごく伝わってきたんですが、そういうことに対して、思いがない人が入ると無理ですよ、ということをやたらと実は、一件目で聞いたので。そういう代々からの、それはやはり各現場じゃなくて、県とか上が繋がらないと苦しいと、いつも食育の方でも感じておりました。その辺はどう仕掛ける予定かというのを、このすばらしい成功例で是非打って欲しいと思ったのですが、どうでしょうか。

(畜産課長)

これは畜産の場合で、それが全て当てはまるかどうか分かりませんが、平成26年度、出口戦略として、生産だけでなく出口の販売や商品の方に力をシフトしていくことで生産を刺激していこうと始めました。

我々も正直、マーケティングのことなどちんぷんかんぷんで、どうやって出口戦略を進めていくのか、旗を揚げたはいいが、どうやって作っていかうかと、いろいろ悩んでいる中で、プロの方や、マーケティングに長けた方から、まずは勉強から始めようという話がありました。

この荒井慎吾さんの例もまさにそうです。一番重要なのは、彼らの強い思いがあるかどうか、いくら行政が組み上げてくださと言っても、本人たちがそれを実践しなければ、絶対に実現できない。恐らくそれはどの事業にも当てはまる。だから条件としては、まず生産者が意欲的にやる気があるかどうか。そ



れから生産者が悩んでいるところに、我々がどういう手を差し伸べられるか、ということだと思います。

その中で、荒井さんの場合は平成26年度からこれに取り組んで、県でも荒井さんをいろいろサポートしてきました。我々には分からない部分はプロの方を呼んで研修塾を15回くらい開きました。それにはお金がかかるので、県としてサポートしていきましようというようなことをやりながら、段々自分達ももっと上を目指していくようになった時に、一緒にずっとプロジェクトでやってきた県の職員が人事異動しました。ただし、神奈川県畜産の体制は全県一区ですので、例えば地域のセンターにいた人が畜産課に来てしまうと、なかなか直接現場に出て行くことは難しいのですが、そこは上手く出先の普及員がチームを組んでいますので、どこへ異動しても、フォローはできる。ただ、それをスタンダード化できるかという点、非常に難しいと考えます。正直言って、今先生が言われたようにできれば素晴らしいと思うのですが、なかなか難しい。いずれにしても、現場の出先機関の体制は、全県一区の体制になっていますので、そこは上手く継承ができると思いますし、この事業を続けていく限り、生産者の意欲ある、例えばマーケティングをもっと学んで、MBAの研修もありましたけど、そういったことをやりたいということであれば、県がスキームを作って、予算さえ付けば、必ず汲み取っていくことができると考えます。

(吉岡委員)

思いがなければできないですが、思いだけではできないところを、キープしていくための仕組み作りの恒常的なラインというのを、教えて欲しい。継続的に、ということをして今日、荒井さんのところの話を伺ってとても感じました。県民ニーズに応じたというテーマに合わせて最後、牛乳応援団と生産者と消費者のチームまで作ったという、ものすごくいい発想でやられているので、そういうところも、このプロジェクトとしては、評価しつつ、それは個別の事例だけど、ベースとなる、行政と生産者と消費者とを繋ぐ、根本の思いを具現化、具体化する仕組みというのを、是非出して欲しいです。

(畜産課長)

ちなみに、今回の成果の2件には、伊勢原地ミルクはまだ入っていません。今日時点で、伊勢原地ミルクを入れて3件になります。

(吉岡委員)

今日だと3件になるのですね。

(成田委員)

また、MBAの話に戻ってしまうのですが、素晴らしいプログラムだと思って拝見していました。私も学びたいくらいです。今、私は実際にグローバルGAPを、1軒の若手農家さんと一緒にチームを結成して、認証取得に取り組んでいるのですが、若い生産者さんが、いろいろなすごい夢を持っているのです。今日伺った現地調査先の皆さんと同じで、熱い思いを持っているのです。それ

で、この施策の方向2の取組のページに、女性農業者に対して、MBA研修に参加と書いてあるのですが、多分この内容ならば、若い男性農家さんも絶対に参加したくなるプログラムだと思うのです。ただ、これだけ長い時間の受講は少し難しいかと思うので、このミニ版ということではないのですが、そういう別プログラムを組んでいただけたらと思いました。夢を与えるというのは少し言い方が違うのかもしれませんが、1,500万~3,000万円を達成できる経営になれば、この研修を受けられるんだよ、というような、それぞれの夢に向かうための目標を感じられるような研修が受けられると、農業に対する意欲が更に持てるのではないかと。このプログラムには、経営していく上で大切なカリキュラムが一杯入っていて、これから伸びていこうとしている農家さんにはとても魅力がある内容だと思います。いつかは法人化するぞ、とか、いつかは人を雇ってやりたいんだ、とか、そういう思いを、私は彼らからたくさん聞いているので、研修を受けることでそれも夢ではないんだよ、という思いを込めて、行政の方でバックアップ的な企画をしていただけると、みんなすごく頑張るのではないかと思います。また、このプログラムにも入っているGAPですが、GAP、GAPと国の方でおっしゃっているようですが、資金がないからできないと言われます。やってみたいからどういうものか私に説明をして欲しいと言われ、説明していますが、最終的には資金調達が難しいと。ならば、県GAPもあると話もしていて、県GAPをGAPの考え方に基づいてやってみないかと話すと、是非取り組んでみたいとおっしゃる方がたくさんいます。なので、そういう様々なきっかけになるような、MBA研修ミニ版を企画していただけたら嬉しいと思ったのですが、いかがでしょうか。

(谷口会長)

今の問いかけは。どなたが。

(農業振興課長)

はい。MBAの関係と、女性のお話があったのですが、女性につきましては、初めて女性向けの3日間と4日間の研修をやっています。半日ずつで、それくらいですと、参加しやすいということで、去年いろいろお聞きして組んだところですが、すぐにMBAに参加できるかということ、なかなか時間の問題もあって難しいかと思います。MBAも毎年、受講者の意見を聞きながら、改善していくことはできますので、将来的に、もう少し中間的なものなど、いろいろ考えていきたいと思います。あと、GAPにつきましてはいろいろご意見いただいて、MBAの講義でも少し取り入れているのですが、皆さん非常に興味がある方が多いです。外部認証取得では国の10分の10の支援事業もございまして、こちらの方も紹介させていただいて、今年も少し増えて、県下で外部認証取得は8経営体くらいです。制度をしっかりと紹介をして、やろうと思う人にはしっかりとフォローアップするというようなことで、対応していきたいと考えております。

(成田委員)

実際に私、国の補助をいただいてGAP認証に取り組んでいますが、問題は2年目以降なのです。2年目、3年目と継続していくということが、資金的に難しいと。皆さんGAPに取り組もうと思う意思はあるのですが、認証のための補助は1年目しかないので、2年目以降はどうなんだ、という話になってしまい、結局進まない。私達も2年目以降の経験はまだしていない訳で、これから進めていく過程で、検証や調査をしていかなければいけないと思っはいますが、GAPに取り組めても認証は資金的な面で継続をするのが厳しいと感じています。今回の補助金は認証を取得したら5年継続しなければならないので、それもあって二の足を踏んでしまう方がほとんどです。でも、それは既に取得されている方からすれば、費用を払って認証を継続していくのは当たり前であって、経営努力をして続けている。でも、これから始める方は、取得後のビジョンが見えないからか、一步が踏み出せないのかと。そのためにもGAPの一步を踏み出せる県GAPが重要だと私は感じています。実際に、昨日もそういう農家さんとお会いして、県GAPをやりたいとおっしゃっていました。もうすぐ公表されると思うから少し待ってね、と話してきました。今、一步踏み出したい方に、GAP認証を継続できるための手段が何かないか、GAPをお伝えしている立場としてはすごく悩んでいます。本当に一步踏み出せないというのが現状なのです。国の補助金は、ポイント制になって、ハードルが高くなって、神奈川県で採択されるのは難しいのではないかと、という話が私の耳に入ってきています。私も補助金の話を生産者さんにお伝えしていますが、これでは採択されないのではないかと、故に取り組めないと考えられて、二の足を踏み、GAP認証が進まない。GAPは農業経営を行なう上ですごく良い規格で、難しくないので取り組まないのは勿体ないことなのですが、なかなか取り組もうと思っただけでない。それで今、ここで答えを出すのは難しいと思うので、持ち帰ってそれぞれの立場で考えていただけたらと思います。私も調査したり、体験したりして、ご報告できたらと思います。

(谷口会長)

ありがとうございます。もうかなり時間が迫っていますので、もしあれば、どうですか。

(二宮副会長)

一点だけいいですか。お聞きしたいのですが、報告資料2で県内農地面積が平成28年で23,000haで、報告資料1の一番下の農地面積が平成27年で19,600haと、確かに2万haぎりぎりだったかと思うけれど、この数字はどういう数字ですか。

(農政課長)

通常の農地面積、耕地面積と言った場合は19,000haですが、報告資料2の23,000haというのは固定資産税の課税対象です。そちらの集計に生産緑地や市

街化区域内農地の面積が出ているので、それにあわせて 23,000ha となっております。

(二宮副会長)

課税上の面積という意味ですね。

(農政課長)

はい。そうです。

(谷口会長)

報告資料 1 の、農地面積の和ですか、センサスですか。

(農地課長)

これは耕地統計です。

(谷口会長)

一応大体、一通りの方にお話いただきました。私が、最後に言わせていただいて終わりますけど、思っていた以上によかったのが M B A のところなのかなと。これがすごすぎて、こんな上の方を引っ張って行ってどうするんだと、大丈夫かという不安があったんです。ですが、神奈川の場合はそういう方々がいらっしゃるんだと。畜産でそういうのが結構できて興味あると。やはり問題意識を持っている方は違うんですね。お互いに何とかしたいという気持ちがあって、県あるいは市町村の方も、普及員の方も熱心に取り組みやすいということですね。そうすると逆に、1,500 万円切った、1,300 万円の人はどうなんだと。という気もしないではないんです。500 万、600 万の売り上げが 300 万円になるのは少ないけれど、1000 万から 1500 万ぐらいのところを、少し考える余地があるのではないかと。それで、裾野がもう少し広がってくるのではないかと。そういうことを、逆に、上の方に絞ったらできてきた、という印象があります。少し検討いただけると、一部の優良農家だけ引っ張って行って、他の人見捨てるのか、というような、そういう声にきちんと答えられるようになるのではないかと印象がありましたので、是非少し検討していただけるとありがたいかと。あと、もうこの席にすることができなくなりますので、事務局にお返しして、お役目を終わらせていただきたいと思います。

(農政課長)

谷口会長、進行の方ありがとうございました。それでは最後に、西田農政部長の方から閉会のご挨拶を申しあげたいと思います。

(農政部長)

閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。委員の皆様、本日はお忙しい中、現地調査及び審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。委員の皆様のご任期でございますが、来年の 3 月末ということでございますが、基本的には、今回が今年度最後の審議会ということになりますので、平成 28 年 4 月の就任以来、2 年間にわたり、審議会にご出席いただき、特に昨年は、活性化指針の見直しということで非常に重点的に御検討いただきまして、本当

にありがとうございました。また、谷口会長におかれましては、長期に渡り、会長に御就任いただき、今期お願いする時に、もう一回お願いしますと、たっ  
てのお願いとして、務めていただきました。都市農業推進条例の検討の段階か  
ら、神奈川農業を、都市農業を導いていただいて、本当にありがとうございました。  
会長をはじめ、委員の皆様には今後とも、神奈川農業の応援団として、  
神奈川の都市農業の振興に御支援、御協力をいただければと思います。これを  
もちまして、本日の審議会を閉会とさせていただきます。長時間にわたりまし  
て、ありがとうございました。

—閉会—